

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 29日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県北上市和賀町後藤2地割106番地6

氏 名 株式会社 I J T T  
北上工場長 伊藤 公一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0197-73-8501

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 事業場の名称  | 株式会社 I J T T         |
| 事業場の所在地 | 岩手県北上市和賀町後藤2地割106番地6 |
| 計画期間    | 令和5年4月1日～令和6年3月31日   |

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

|                     |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| ①事業の種類              | 輸送用機械器具製造業・自動車部分品・附属品製造業 [3113]  |
| ②事業の規模              | 1,679億円／年<br>(2023年3月期 連結)       |
| ③従業員数               | 4,304名、うち北上地区604名 (2023年3月31日現在) |
| ④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 | 別紙のとおり                           |

(日本工業規格 A列4番)



## (第2面)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

| 【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり |   |
|-----------------------|---|
| 特別管理産業廃棄物の種類          |   |
| 排 出 量                 | t |
| (これまでに実施した取組)         |   |
| ①現状                   |   |
| 【目標】 別紙のとおり           |   |
| 特別管理産業廃棄物の種類          |   |
| 排 出 量                 | t |
| (今後実施する予定の取組)         |   |
| ②計画                   |   |

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

|     |   |
|-----|---|
| ①現状 | (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)<br>別紙のとおり    |
| ②計画 | (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)<br>別紙のとおり |

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

| 【前年度（一 年度）実績】             |   |
|---------------------------|---|
| 特別管理産業廃棄物の種類              |   |
| 自ら再生利用を行った<br>特別管理産業廃棄物の量 | t |
| (これまでに実施した取組)             |   |
| 【目標】 一                    |   |
| 特別管理産業廃棄物の種類              |   |
| 自ら再生利用を行う<br>特別管理産業廃棄物の量  | t |
| (今後実施する予定の取組)             |   |

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

| 【前年度（一 年度）実績】 別紙のとおり         |   |
|------------------------------|---|
| 特別管理産業廃棄物の種類                 |   |
| 自ら熱回収を行った<br>特別管理産業廃棄物の量     | t |
| 自ら中間処理により減量した<br>特別管理産業廃棄物の量 | t |
| (これまでに実施した取組)                |   |
| 【目標】 一                       |   |
| 特別管理産業廃棄物の種類                 |   |
| 自ら熱回収を行う<br>特別管理産業廃棄物の量      | t |
| 自ら中間処理により減量する<br>特別管理産業廃棄物の量 | t |
| (今後実施する予定の取組)                |   |

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

|     |  | 【前年度（一 年度）実績】             |     |
|-----|--|---------------------------|-----|
|     |  | 特別管理産業廃棄物の種類              |     |
|     |  | 自ら埋立処分を行つた<br>特別管理産業廃棄物の量 | t t |
| ①現状 |  | (これまでに実施した取組)             |     |
|     |  | 【目標】 一                    |     |
|     |  | 特別管理産業廃棄物の種類              |     |
|     |  | 自ら埋立処分を行つう<br>特別管理産業廃棄物の量 | t t |
| ②計画 |  | (今後実施する予定の取組)             |     |

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

|     |  | 【前年度（令和 4 年度）実績】 別紙のとおり           |     |
|-----|--|-----------------------------------|-----|
|     |  | 特別管理産業廃棄物の種類                      |     |
|     |  | 全処理委託量                            | t t |
|     |  | 優良認定処理業者への<br>処理委託量               | t t |
|     |  | 再生利用業者への<br>処理委託量                 | t t |
| ①現状 |  | 認定熱回収業者への<br>処理委託量                | t t |
|     |  | 認定熱回収業者以外の<br>熱回収を行う業者への<br>処理委託量 | t t |
|     |  | (これまでに実施した取組)                     |     |

## (第5面)

| 【目標】 别紙のとおり                            |     |
|--|-----|
| 特別管理産業廃棄物の種類                           |     |
| 全処理委託量                                 | t t |
| 優良認定処理業者への<br>処理委託量                    | t t |
| 再生利用業者への<br>処理委託量                      | t t |
| 認定熱回収業者への<br>処理委託量                     | t t |
| 認定熱回収業者以外の<br>熱回収を行う業者への<br>処理委託量      | t t |
| (今後実施する予定の取組)                          |     |
| 【前年度（令和4年度）実績】                         |     |
| 特別管理産業廃棄物<br>排出量<br>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) |     |
| (今後実施する予定の取組等)<br>J W N E T の利用継続      |     |
| ※事務処理欄                                 |     |

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

# 産業廃棄物処理計画書

## 1. 会社の概要

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 会社名  | 株式会社IJTT                            |
| (2) 資本金  | 55億円                                |
| (3) 従業員数 | 4,304名、うち北上地区604名<br>(2023年3月31日現在) |

## 2. 事業の概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 主要な事業内容 | 自動車用鋳物、建設機械用鋳物、<br>産業車両用鋳物および一般鋳物の製造、仕入、加工、販売<br>(以上、北上地区)<br>自動車用鍛造製品製造、エンジン組付(他地区) |
| (2) 製造品出荷額等 | 1,679億円／年 (2023年3月期 連結)  |
| (3) 製造工程概要  | 別紙に示す  |
| (4) 工場配置図   | 別紙に示す  |

## 3. 計画期間

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで

## 4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

- (1) 責任者
- (2) 各部署の役割
- (3) 廃棄物管理組織
- (4) 管理体制の強化
- (5) 教育・研修
- (6) 情報公開

## 5. 産業廃棄物の排出の抑制に関する取組み

## 6. 産業廃棄物の分別に関する事項

## 7. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

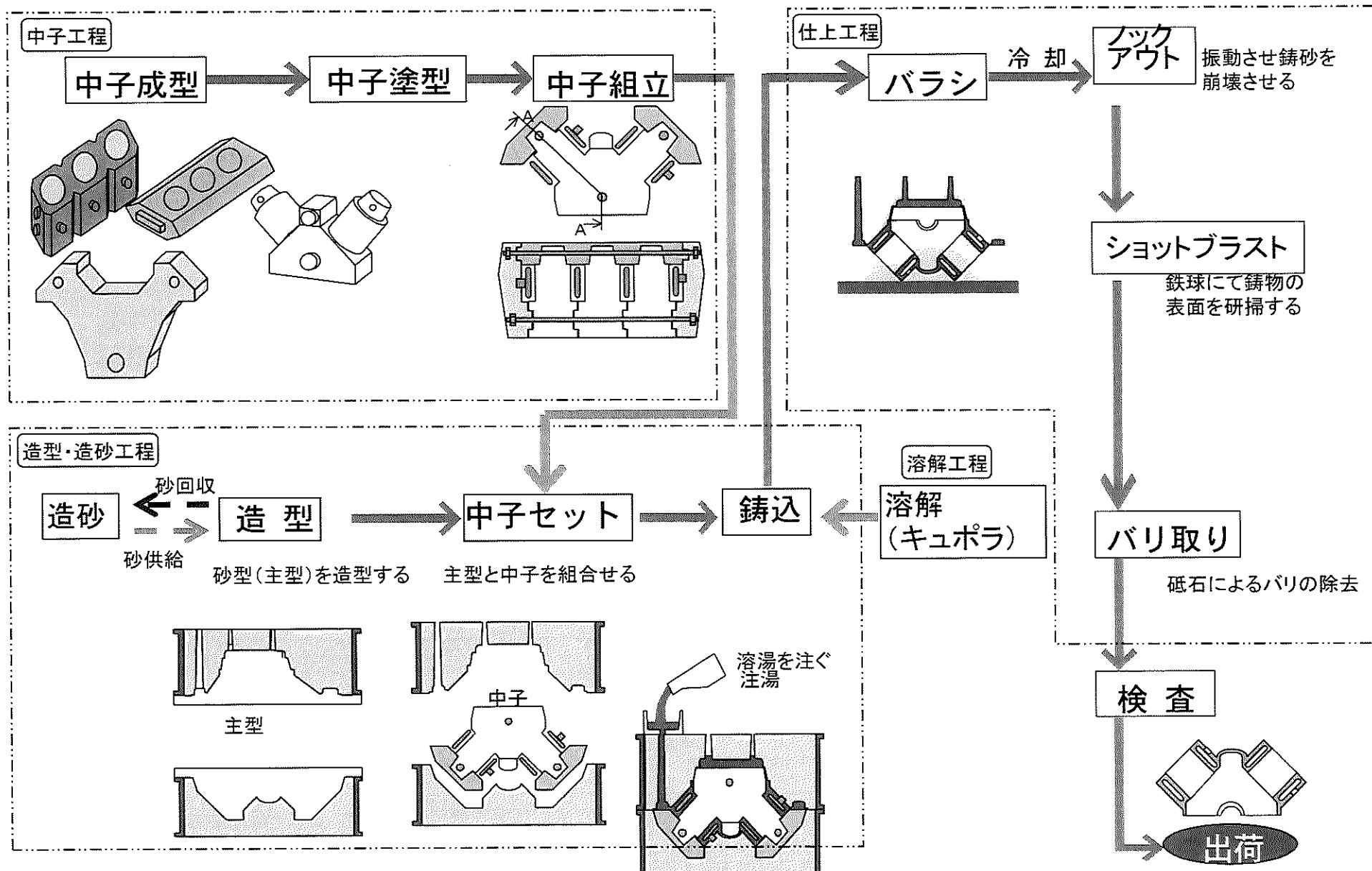
- (1) 具体的取組
- (2) 砂のリサイクルフロー

## 8. 産業廃棄物の処理に関する事項

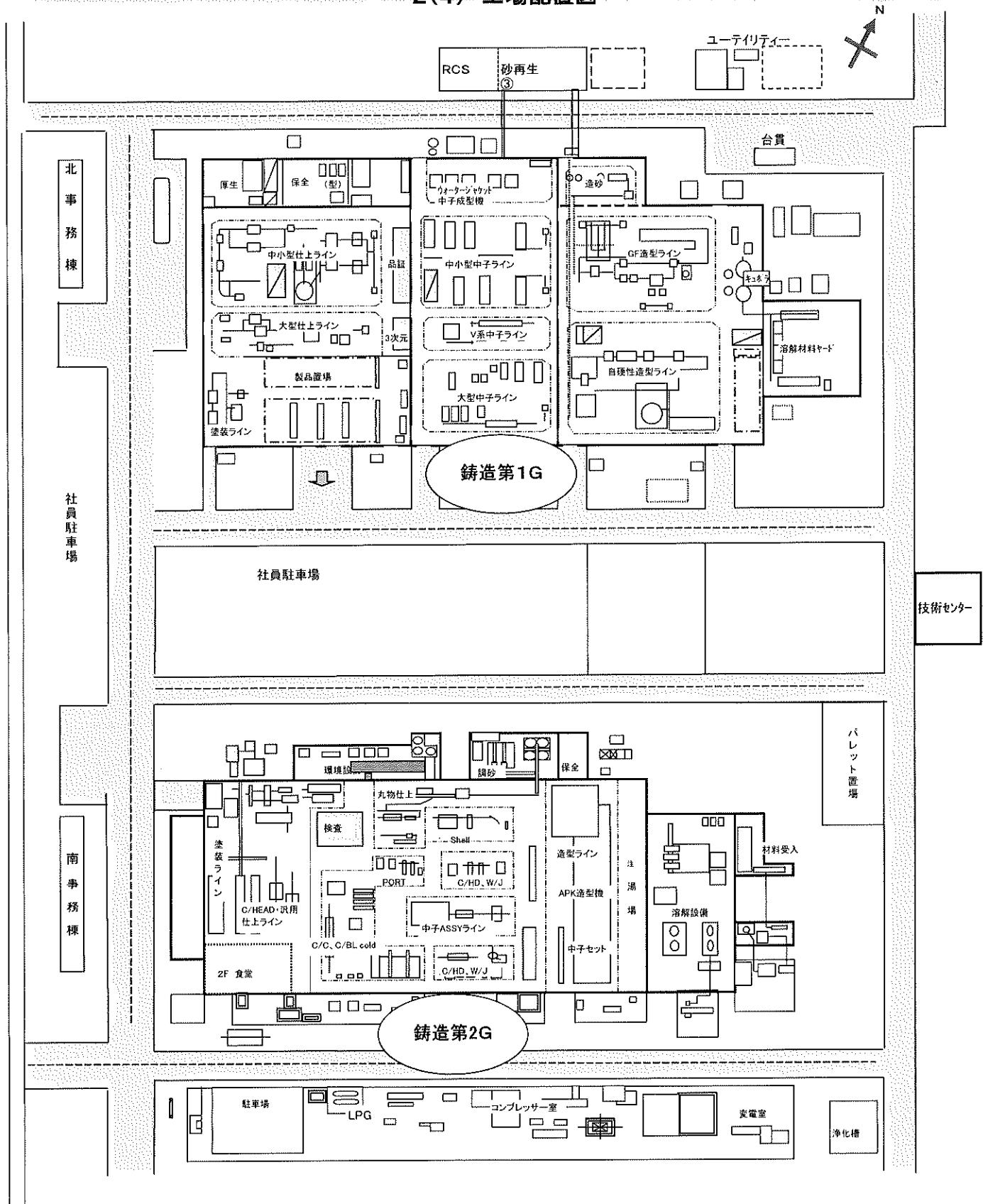
- (1) 基本的事項
- (2) 廃棄物処理の現状
  - ②廃棄物発生フロー(別紙に示す)
  - ③廃棄物処理フロー(別紙に示す)
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置状況等
- (4) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理
- (5) 中長期的課題

## 9. 事業展望

## 2(3) 製造工程概要



2(4) 工場配置図



## 4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

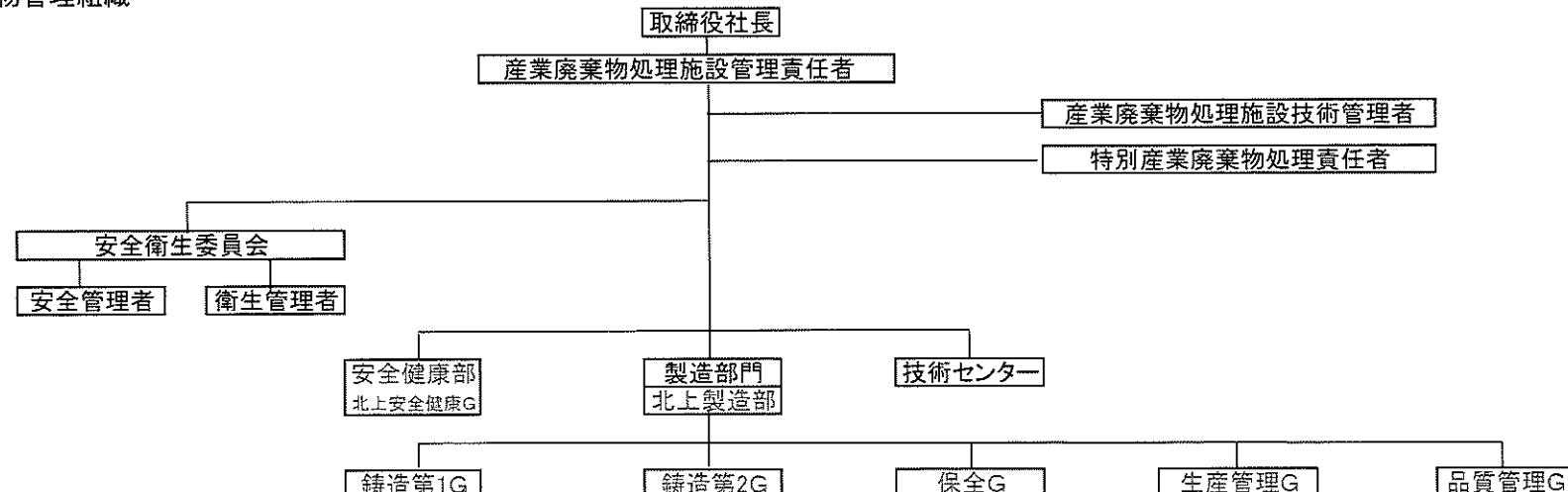
### (1) 責任者

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 産業廃棄物処理施設設置者   | 取締役社長            |
| 産業廃棄物処理施設管理責任者 | 北上工場長            |
| 産業廃棄物処理施設技術管理者 | 安全健康部北上安全環境G 担当者 |
| 特別産業廃棄物処理責任者   | 安全環境部北上安全健康G 担当者 |

### (2) 各部署の役割

|       |  |
|-------|--|
| 安全健康G | ・鋳砂処分場施設の維持管理、各種処理施設の維持管理<br>・行政への届出、報告業務、行政立会窓口業務<br>・処理委託業者関連の窓口業務(契約手續、苦情処理、マニフェスト管理、作業管理)<br>・廃棄物の数量把握、帳票の保管 |
| 生産管理G | ・収集運搬委託業者管理(配車管理、マニフェスト管理、作業管理)<br>・廃砂、ダスト、スラグの処理委託業者への排出  |
| 製造部門  | ・廃砂、ダスト、スラグの保持、品質管理<br>・廃棄物の現物管理、整理、整頓、清掃、管理場所への運搬   |

### (3) 廃棄物管理組織



〔本社〕

住所：神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地7 横浜ダイヤビルディング18階  
電話：045-777-5560（代表）

〔北上工場〕

住所：岩手県北上市和賀町後藤2地割106番地6  
電話：0197-73-8501（代表）

#### (4) 管理体制の強化

##### ①管理体制(組織)

工場内の各部門と協力し、廃棄物処理に対応するための横組織(環境委員会)を編成する。これには、工場及び技術部門の部長以上の常時参加を図る。

##### ②管理方法

廃棄物管理規程及び廃棄物化回避のためのルールについて検討する。

#### (5) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に教育・研修等を行う。

##### ①産業廃棄物管理に関する法令改正情報提供

現場チームリーダー以上級の職員を対象として、工場等において発生する産業廃棄物の管理、工場等において排出される排ガスや排水の管理に係る法規制について、大幅な改正が行われる毎に行う情報提供

##### ②廃棄物処理基礎教育

全ての従業員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育

##### ③廃棄物担当者実務研修会への参加

廃棄物担当者を対象として、廃棄物の取扱いの実務研修会の積極的な参加

#### (6) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。その中で、周辺住民を対象とした産業廃棄物処理施設の管理状況報告会を1年に1回開催し、相互の理解を深める。

## 5. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

### <具体的取組>

| 廃棄物の種類               | 発生量実績<br><令和4年度><br>(t/年) | 発生量計画<br><令和5年度><br>(t/年) | 具体的取組                           |
|----------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------------|
| 廃砂、ばいじん              | 94373                     | 93429                     | 可能な限り、再生化の実施                    |
| 汚泥                   | 183                       | 181                       | 産廃排出時の基準値変更による抑制                |
| 廃酸                   | 79                        | 78                        | 産廃排出時のpH等基準値変更による発生量の抑制         |
| 廃油                   | 175                       | 173                       | 設備や配管からの突発故障による漏れが発生しないよう、巡回の強化 |
| 廃プラ類                 | 41                        | 41                        |                                 |
| 木くず                  | 83                        | 82                        | フォークリフト運転管理の徹底による板パレット破損低減      |
| コンクリートくず・ガラスくず・陶磁器くず | 11                        | 11                        |                                 |
| 水銀使用製品産業廃棄物 ガラスくず    | 0.04                      | 0.04                      |                                 |
| 水銀使用製品産業廃棄物 電池類      | 0.68                      | 0.67                      |                                 |
| 金属くず                 | 7                         | 7                         |                                 |
| 【特管】ばいじん             | 439                       | 435                       |                                 |
| 【特管】燃えやすい廃油          | 1.4                       | 1.39                      |                                 |

## 6. 産業廃棄物の分別に関する事項

### <具体的取組>

工程毎に発生したものをそれぞれ保管・分別する。

## 7. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

### (1) 具体的取組

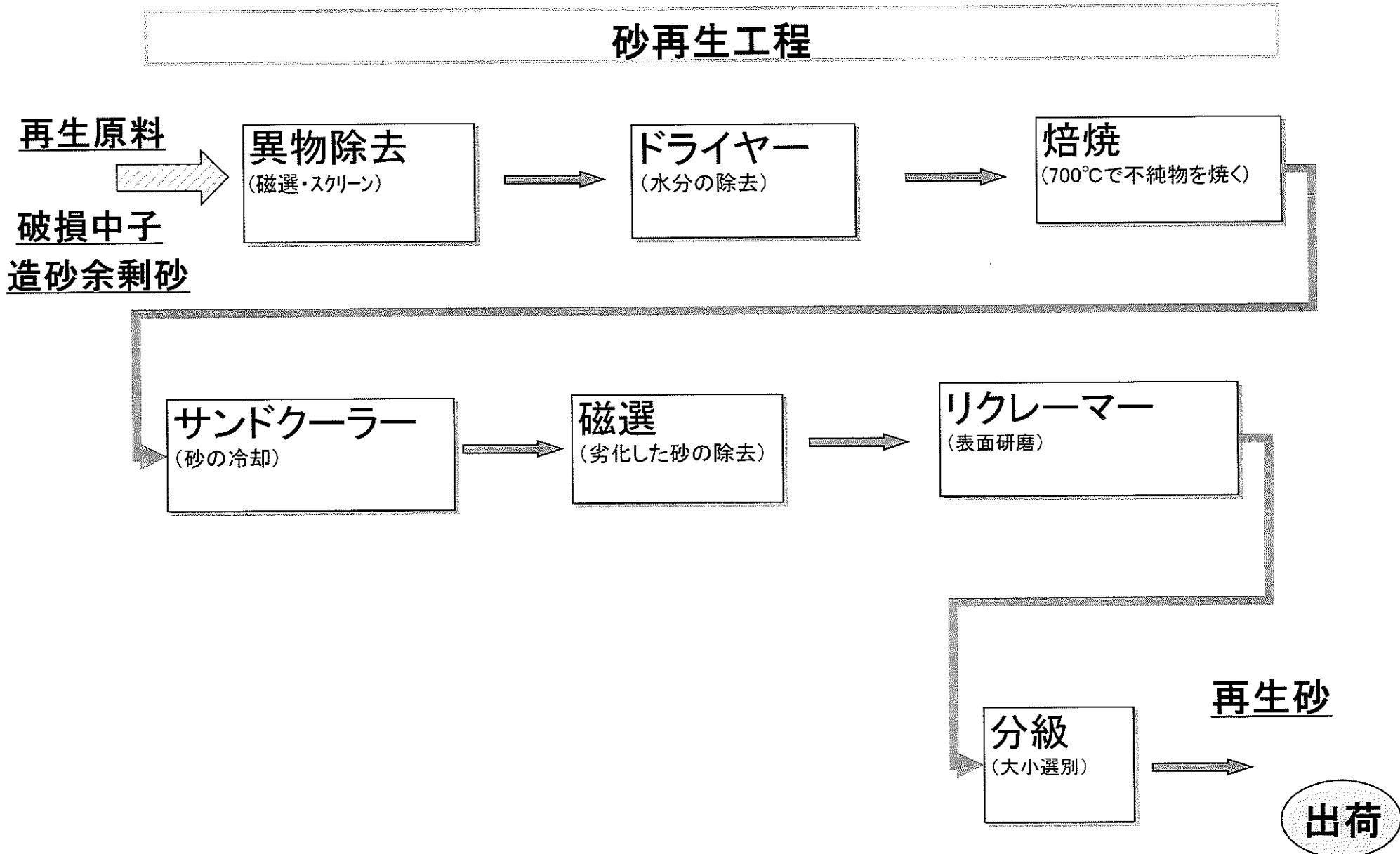
| 廃棄物の種類               | 再生利用量実績<br><令和4年度><br>(t/年) | 再生利用量計画<br><令和5年度><br>(t/年) | 具体的取組                             |
|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 廃砂、ばいじん              | 54,408                      | 53,864                      | 砂再生工場による焙焼炉、磁選、リクレーマ工程を経て再生砂を使用する |
| 汚泥                   |                             |                             |                                   |
| 廃酸                   | 0                           | 0                           |                                   |
| 廃油                   | 0                           | 0                           |                                   |
| 廃プラ類                 | 0                           | 0                           |                                   |
| 木くず                  | 0                           | 0                           |                                   |
| コンクリートくず・ガラスくず・陶磁器くず | 0                           | 0                           |                                   |
| 水銀使用製品産業廃棄物 ガラスクズ    | 0                           | 0                           |                                   |
| 水銀使用製品産業廃棄物 電池類      | 0                           | 0                           |                                   |
| 金属くず                 | 0                           | 0                           |                                   |
| 【特管】ばいじん             | 439                         | 457                         | 製錬工場にて亜鉛分離                        |
| 【特管】燃えやすい廃油          | 0                           | 0                           |                                   |

注) 行政との連携、業界のネットワークを活用し、再生処理方法を検討する。

### (2) 砂のリサイクルフロー

別紙に示す

## 7(2) 砂のリサイクルフロー



## 8. 産業廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

### (1) 基本的事項

- ①産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を順守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ②発生した産業廃棄物は、できる限り自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。
- ④廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

発生抑制 : 工程内リサイクルを検討する。  
: 発生抑制を考慮した製造方法を検討する。

再生利用 : 資源化、燃料利用を推進する。  
: 再生利用ルートを確保する。

その他 : 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。  
: 特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。

## (2) 廃棄物処理の現状

- ①当事業場から発生する産業廃棄物は、鋳物製造工程からの廃砂・ばいじん  
廃油、廃酸、汚泥、廃プラスチック類である。  
当事業場から委託処理される産業廃棄物は、焼却処分と委託業者によるリサイクル  
であり、再生不能な廃砂(鉱さい)については、自社管理型最終処分場へ埋立している。  
なお、当事業場では、中間処理は行っていない。
- ②廃棄物発生フロー…別紙参照
- ③廃棄物処理フロー…別紙参照
- ④廃棄物の種類別発生・処理状況

| 廃棄物の種類                   | 発生源         | 性状 | 発生量実績<br><令和4年度><br>(t/年) | 処理方法   |
|--------------------------|-------------|----|---------------------------|--|
| 廃砂、ばいじん                  | 中子、造型<br>工程 | 粉状 | 94373                     | ・セメント工場でリサイクル(委託処理)<br>・砂処理工程で再生処理→使用<br>・最終処分場埋立(自社処分場) |
| 汚泥                       | 中子、塗装<br>工程 | 泥状 | 183                       | 焼却(委託処理)   |
| 廃酸                       | 中子工程        | 液状 | 79                        | 焼却(委託処理)   |
| 廃油                       | 全工程         | 液状 | 175                       | 油水分離→焼却(委託処理)  |
| 廃プラ類                     | 中子、造型<br>工程 | 固形 | 41                        | 熱圧縮又は破碎(委託処理)  |
| 木くず                      | 出荷工程        | 固形 | 83                        | 破碎(委託処理)   |
| コンクリートくず・ガラス<br>くず・陶磁器くず | 全工程         | 固形 | 11                        | 破碎(委託処理)   |
| 水銀使用製品産業廃<br>棄物 ガラスくず    | 全工程         | 固形 | 0.04                      | 焙焼(委託処理)   |
| 水銀使用製品産業廃<br>棄物 電池類      | 全工程         | 固形 | 0.68                      | 焙焼(委託処理)   |
| 金属くず                     | 全工程         | 固形 | 7                         | 破碎(委託処理)   |
| 【特管】ばいじん                 | 溶解          | 粉状 | 439                       | 精錬工場でリサイクル(委託処理)   |
| 【特管】燃えやすい廃<br>油          | 塗装          | 液状 | 1.4                       | 焙焼(委託処理)   |

### (3) 産業廃棄物処理施設の設置状況等

当事業場には、管理型最終処分場を設置しており、再生不能の鉱さいを埋立てている。それ以外の廃油、廃酸、廃プラ類、汚泥については、県内及び県外の処理業者に委託しており処理コストが高くなっている。従って、当事業場においては廃棄物の発生抑制、分別、再生利用の強化が必要となっている。また、最終処分場の延命のため、最終処分埋立量の低減活動を継続して行っている。

#### ＜その他の取組＞

- ・廃棄物の性状分析の定期実施と処理状況を記録する。
- ・処理業者と委託契約を結ぶにあたっての事前の現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況)と委託後の定期的な確認をする。
- ・マニフェスト伝票の管理を徹底する。

### (4) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

当事業場の総務人事部において、定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報を収集・取りまとめを行い、各工場に情報提供を行う。これらの情報はパソコンを持っている管理職に社内メールを通じて情報提供され、さらに全ての社員に伝達される。

### (5) 中長期的課題

#### ①環境マネジメントシステムの継続

当事業場における環境マネジメントシステムを継続する。具体的には、「ISO14001」の中で廃棄物に関する管理、監査活動を行う。

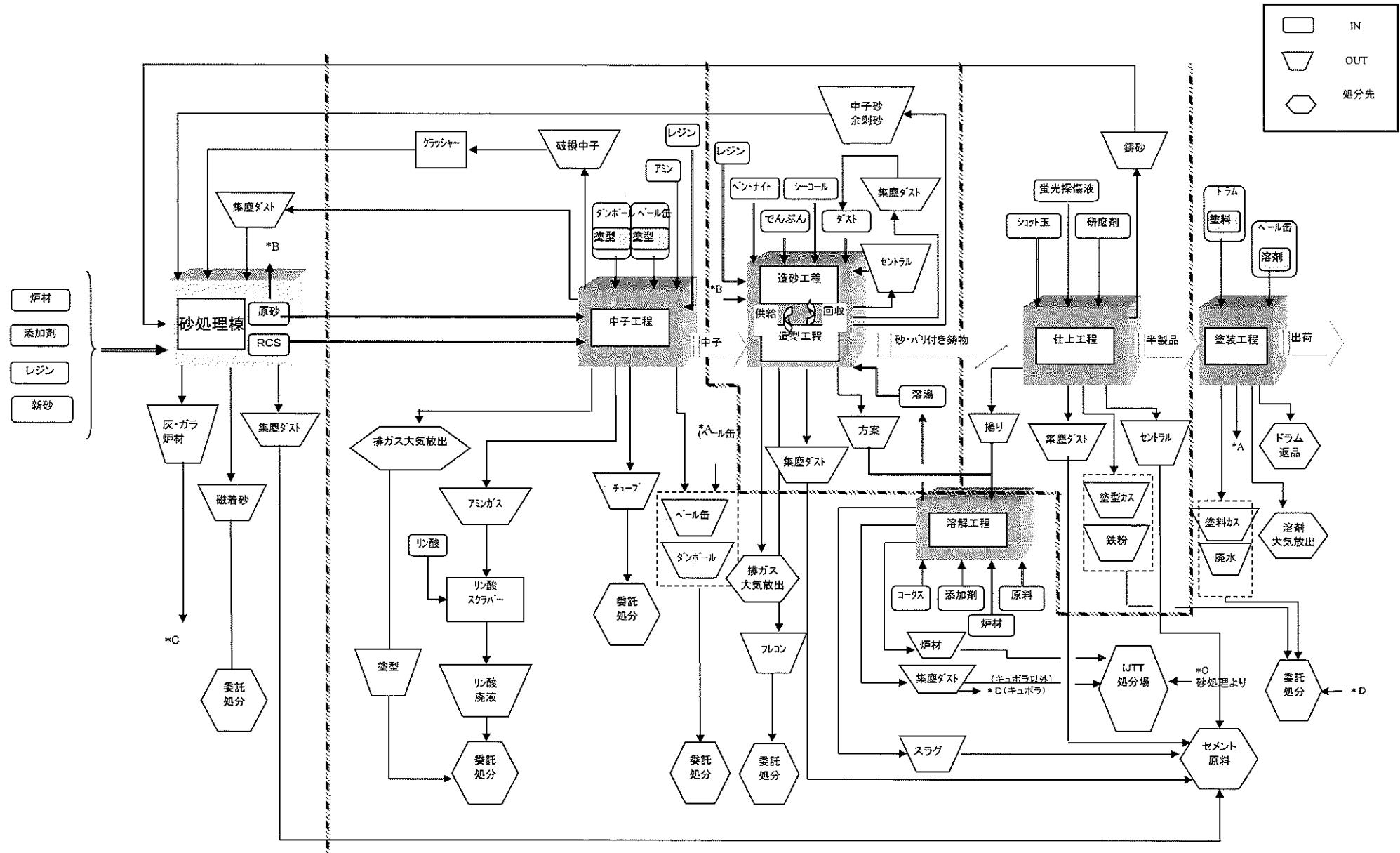
#### ②自主管理基準の設定

当事業場における自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの向上を図る。

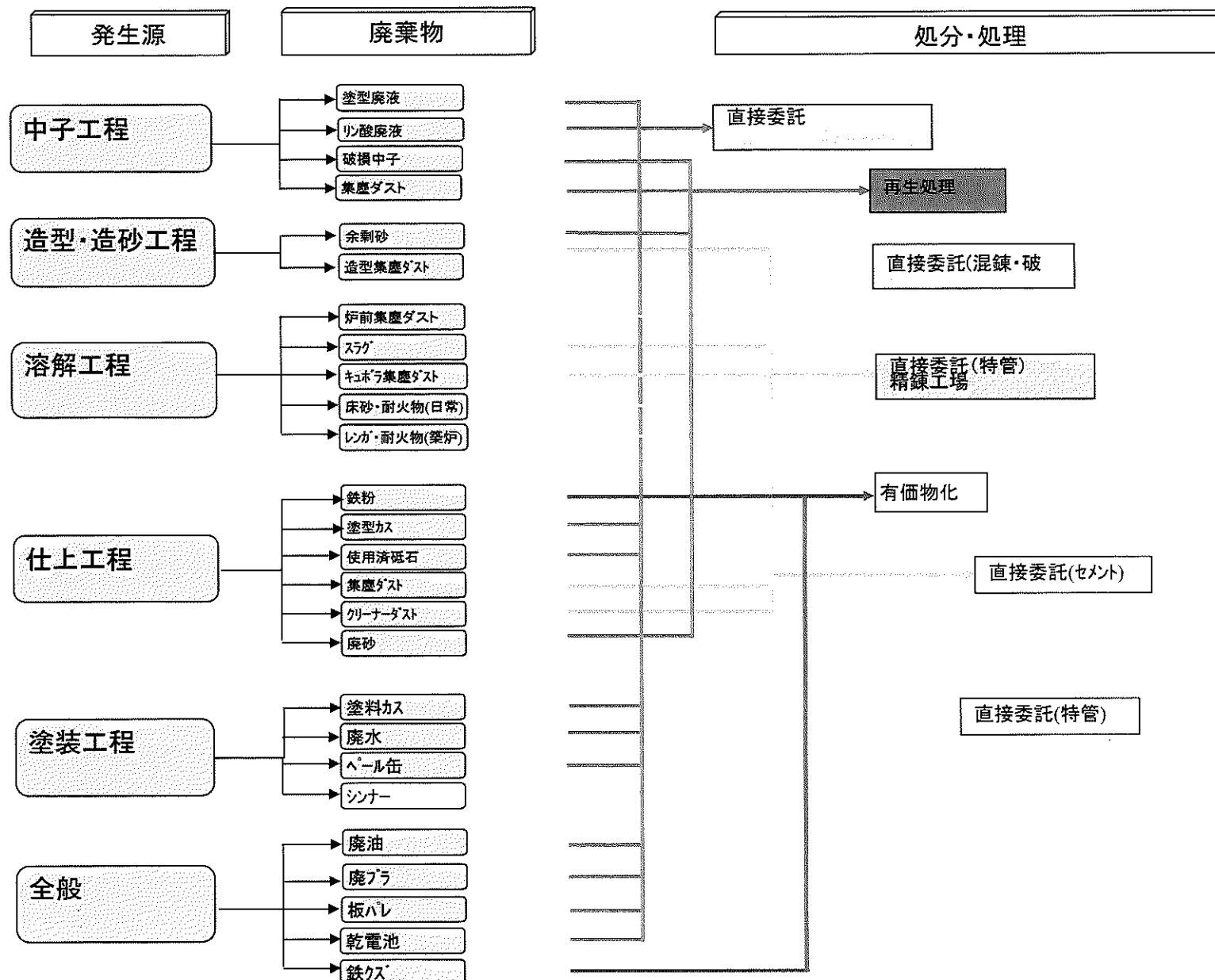
#### ③環境に係る社会活動への積極的な参加

環境に係るイベントへの参加・協力を積極的に進める。

## 8.(2)②廃棄物発生フロー (株)IJTT 北上工場



## 8(2)③ 産廃物処理フロー



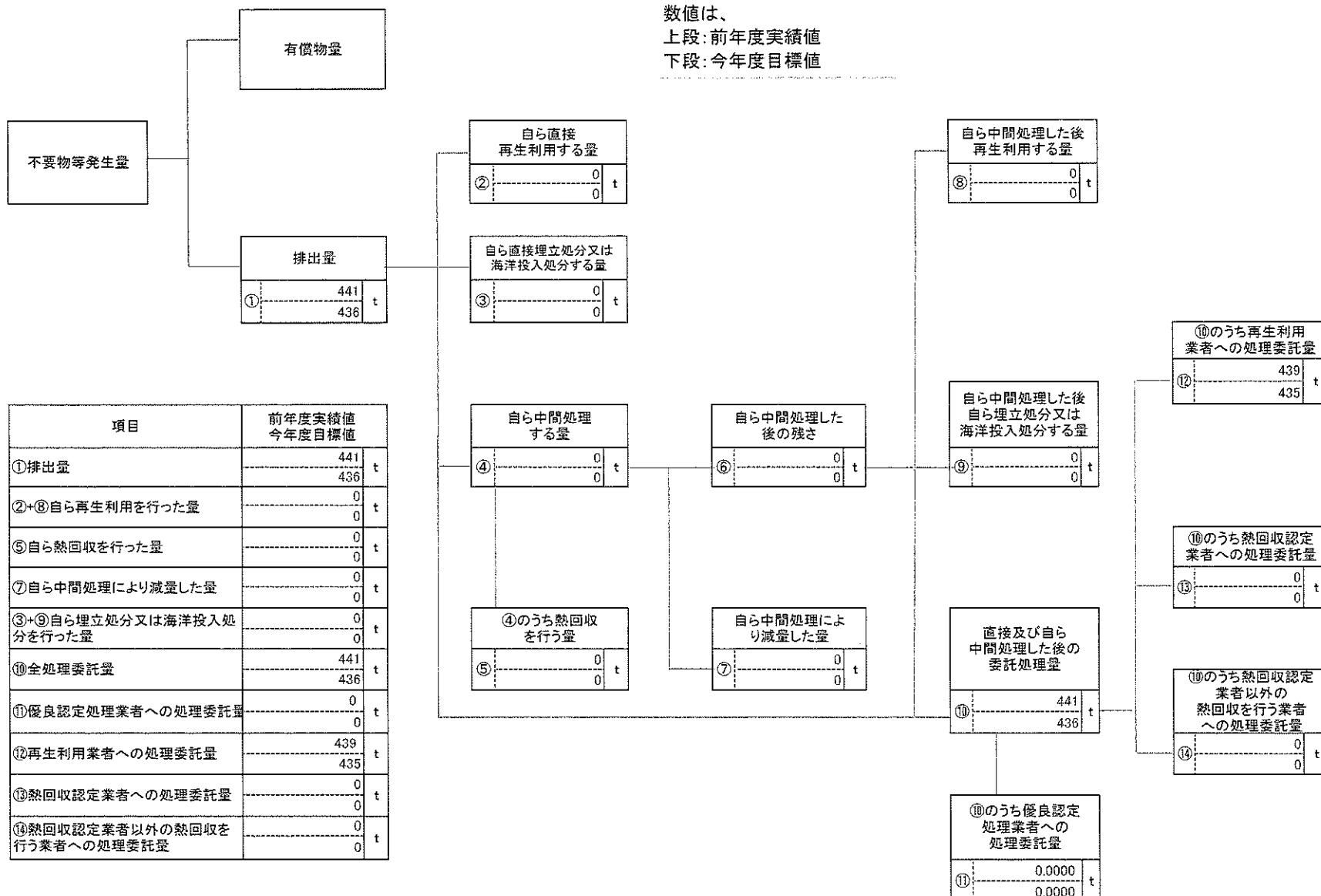
## 9. 事業展望

前年度は新型コロナウイルスの世界的流行による影響が続き、生産量が不安定な中での操業となりました。令和5年度も生産量予測が日々変動する中での操業が継続しております。

今年度の生産量見込みとしては昨年度と同等程度、産廃の発生量も同様と見込まれますが、ロスを極力低減し、排出量の削減に努めてまいります。

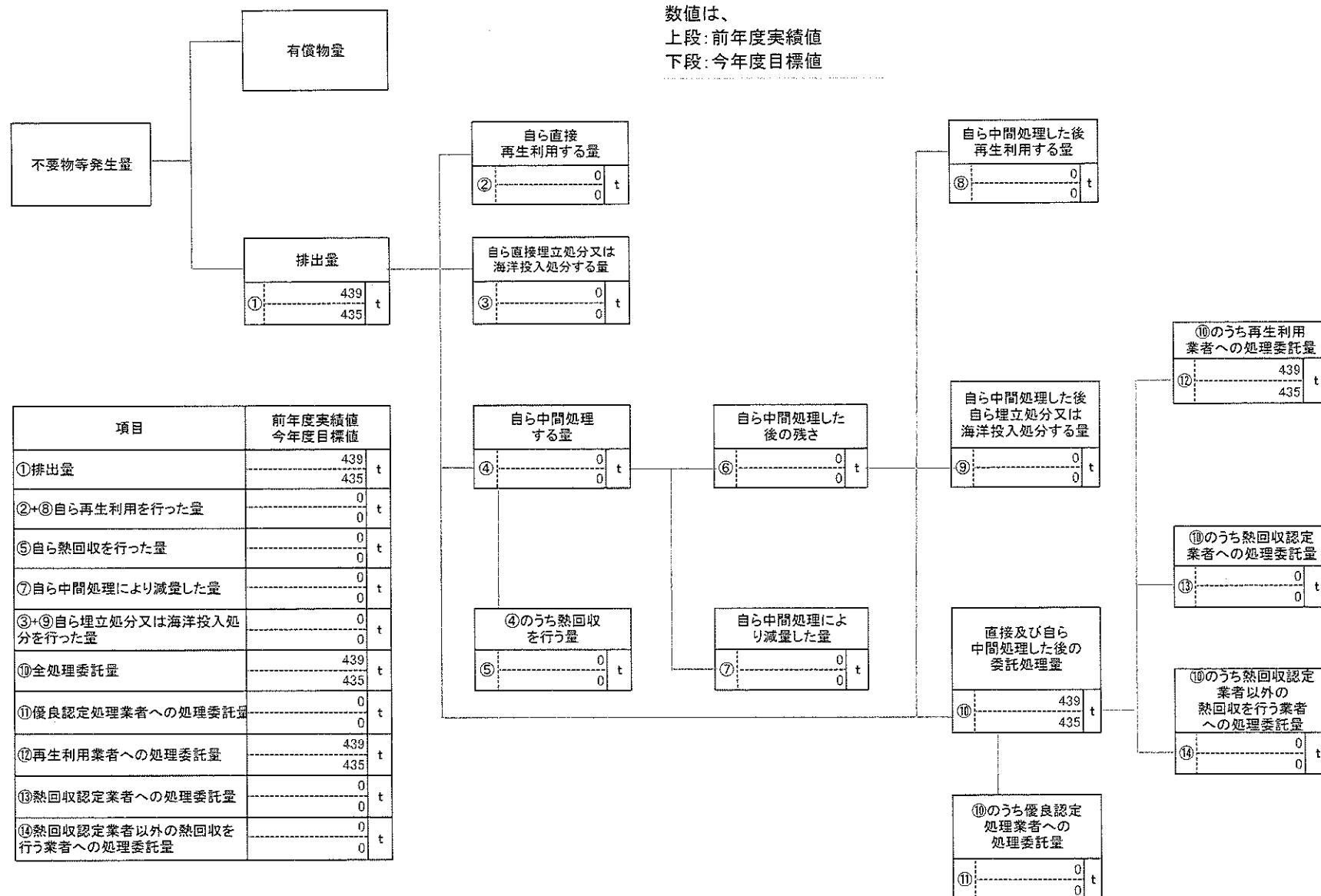
## 【別紙】今年度の計画

## (産業廃棄物の種類: 【特管】全体 )



## 【別紙】今年度の計画

## (産業廃棄物の種類: 【特管】ばいじん )



【別紙】今年度の計画

(産業廃棄物の種類: 【特管】燃えやすい廃油 )

